

# 令和5年度事業計画

16の農業委員会が農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下：推進委員）の改選を迎える。農業委員会が新体制のもとスムーズに業務に取り組むことができるよう支援を行なうとともに全ての農業委員会が「農地利用の最適化」をより良く果たせるように支援する。また、担い手育成に取り組む。

## 1. 組織活動

### (1) 要請活動

農業委員会組織で国等へ担い手対策や予算確保等の要請を行う。

### (2) 総会等の開催

①総会 2回：松江市（通常総会6月29日、臨時総会3月28日）

②理事会 2回：松江市（6月14日、3月13日）

③監査会 1回：松江市（6月）

## 2. 負担金、補助金、交付金、委託金に基づく業務

農業委員会業務の推進を図るため、関係機関と連携し巡回指導や情報の収集・提供を行う。

### (1) 島根県農業委員会ネットワーク機構負担金及び補助金関係

法令に基づき常設審議委員会を開催する。また、農地等の相談対応を行う。

#### ①常設審議委員会、現地確認調査の開催

島根県（以下：県）、農業委員会から諮問のあった案件について常設審議委員会（原則毎月10日）で審議の上答申する。

また、転用面積が30aを越える案件は、常設審議委員会開催前に原則2名の常設審議委員が現地確認調査を実施する。

#### ②農地法等の相談対応

農業委員会や農業者等から農地等の相談に対応する。

### (2) 機構集積支援事業

農業委員会が業務を適切に実施できるよう農業委員会法や農地法等の法令業務について農業委員会巡回、研修を行い支援する。特に改選を迎えた農業委員会の新任農業委員・推進委員を対象とした支援を行う。

また、改正された農業経営基盤強化法等に基づく「地域計画の策定」に向け農業委員会が目標地図の素案の作成等その役割を適切に發揮できるようにタブレットの活用等について支援を行う。

## ①市町村農業委員会巡回

巡回を実施し農業委員会の業務運営、農地台帳、「地域計画の策定」に向けたタブレットの活用、目標地図の素案の作成、その他必要な事項に関する情報収集・情報提供、助言、協力をを行い農業委員会の業務を支援する。

## ②研修会の開催

県、島根県農地中間管理機構と連携を図り、農業委員・推進委員・農業委員会職員を対象とし、法令や農業委員会の業務について研修会を開催する。

特に農業委員会サポートシステムを活用した目標地図の作成に関する研修を行ない「地域計画の策定」に向けた農業委員会の業務を支援する。

(ア) 市町村農業委員会会长研修会 2回：松江市

(6月29日、3月28日)

(イ) 市町村農業委員会事務局長研修会 1回：松江市(5月)

(ウ) 市町村農業委員会事務局長・農地担当者研修会 2回：松江市

(6月、2月)

(エ) 市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修大会 1回：松江市

(10月16日)

(オ) 農業委員・農地利用最適化推進委員・農地等担当者研修会

隨時開催

## ③女性委員の登用促進

国が定めた第5次男女共同参画基本計画で、本年度までに女性の農業委員が全委員の20%とあるため、目標達成に向けて本会が事務局をしている「しまね農業委員会女性協議会」や全国組織の「全国農業委員会女性協議会」と連携を図り市町村長や農業委員会会长へ女性登用の要請をする。

## ④情報収集・提供

(一社) 全国農業会議所や全国農業委員会職員協議会が主催する研修会に出席し収集した情報の提供を農業委員会へ行う。

## ⑤農地法等に基づく業務を処理するための常設審議委員会の開催

## ⑥現地確認調査の実施

### (3) 農業者年金業務指導等事業

「農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保に資すること」を目的とする公的な政策年金である農業者年金を農業者へ周知し加入推進を図る。

島根県農業協同組合（以下：JA）等と共に研修会を開催する。また、市町村巡回で農業委員会・JA地区本部へ加入推進の点検・フォローアップや事務指導を行う。

#### ①研修会の開催

- (ア) 新任担当者研修会 1回：出雲市(4月)
- (イ) 担当者会議 1回：出雲市(5月)
- (ウ) 加入推進特別研修会 2回：松江市（6月、11月）

#### ②農業者年金制度の周知

バス及び新聞広告掲載・図書の配付等で年金制度の周知を図る。

### (4) 農の雇用事業

農業法人等が50歳未満で新たに農業に従事する者または新たな農業法人の設立を目指す者を雇用して、経営体で行うOJT研修に係る指導者の指導経費等を支援する。令和4年度より新規の事業採択はないが令和3年度の採択者に対し以下の取り組みを行う。

- ①助成金申請書類等の確認。
- ②現地確認の実施。

### (5) 雇用就農資金事業

令和4年度から「農の雇用事業」の後継事業として50歳未満の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して助成金を支払う。事業実施期間は4年で以下の取り組みを行う。

- ①県、市町村、(公財)しまね農業振興公社へ研修の実施状況等の情報提供を行い連携を図る。
- ②県内農業経営体、関係機関への事業募集の周知、取りまとめ。
- ③申請書類等の審査・確認。
- ④事業実施経営体等（経営者等・研修指導者・法人等雇用就農者）へ本事業の目的や雇用の定着に関する内容の研修会を開催。
  - ・事業説明・研修会、指導者養成研修会 3回：出雲市  
(6月、10月、2月)
- ⑤現地確認の実施。

## (6) 島根県担い手育成アクションサポート事業

島根県農業再生協議会の会員である本会は、協議会の会員である県、JA等と連携し認定農業者等へ経営改善等に繋がる研修会を開催し、担い手育成を行う。

また、本会が事務局をもつ島根県認定農業者組織ネットワーク、島根県農業法人協会、島根県農業法人協会青年部、島根県繁殖和牛経営者会議と情報共有を図る。

## (7) 農政活動事業

### ①要請活動

全国農業委員会会長大会(5月30日)及び全国農業委員会会長代表者集会(11月30日)で決議された内容を県選出国会議員へ要請する。

### ②情報収集・提供

農政関連の情報を農業委員会へ提供する。

## (8) 情報提供推進事業

### ①全国農業新聞

農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門紙のため、農業委員、推進委員の皆購読を図り改選で退任される農業委員、推進委員の方へ継続購読の推進を図る。

さらに、農業者等へ普及推進を図る。

### ②全国農業図書

農業者と農業委員会活動のための図書として、農業委員会や農業者、関係機関へ普及を図り、農地制度や農業委員会組織に関する情報提供、担い手育成等を進める。

特に新任農業委員・推進委員を対象に普及推進を図る。